

物 品 売 買 契 約 書

売払人 棚倉町 (以下「売払人」という。) と買受人 \_\_\_\_\_ (以下「買受人」という。)  
は、物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売払人は、売払人の所有する次の物品 (以下「売買物件」という。) を買受人に売り渡し、買受人はこれを買受けるものとする。

(1) 売買物件及び数量

物件番号	_____
物件名称	_____
初年度登録	_____
車台番号	_____
型 式	_____
数 量	_____

(売買条件)

第3条 売渡に係る条件は、次のとおりとする。

- (1) 本契約が締結された時点で売買物件にかかる危険負担は、買受人に移転する。したがって、契約締結後に発生した売買物件の破損、焼失等の棚倉町の責に帰すことのできない損害、又は契約不適合についての負担は、買受人が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできない。
- (2) 売払人は、売買物件を現状有姿で引渡すものとする。
- (3) 買受人は、移動手段の手配を行うものとし、売払人は、一切手配しない。
- (4) 買受人は、売買物件の乗用開始にあたり、自己の負担で車検整備等必要な整備を行い、十分に安全を確認すること。
- (5) 買受人は、引渡し後 30 日以内に、中古新規登録 (所有者変更)、輸出届出、又は解体届出等を行い、所有者変更が確認できる書面 (自動車検査証、輸出予定届出証明書又は廃車証明書等の写し) を売払人に提出しなければならない。これに要する費用は、買受人の負担とする。

(売買代金)

第4条 売買代金は、金 \_\_\_\_\_ 円とする。

- 2 消費税及び地方消費税は、第1項の代金を含むものとする。
- 3 自動車リサイクル料金の預託金がある場合は、第1項の代金を含むものとする。

(売買代金の支払等)

第5条 買受人は、売買代金を \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに、売払人の発行する納入通知書により売払人に支払わなければならない。

(契約保証金)

第6条 買受人は、本契約の締結にあたり、入札保証金を充当することにより、契約保証金を納付するものとする。

- 2 前項の契約保証金は、第4条の売買代金の一部に充当するものとする。
- 3 前1項に定める契約保証金には、利息を付けないものとする。
- 4 第1項に定める契約保証金は、買受人が第5条に定める期日までに売買代金の支払いを完了しないと

きは、売払人に帰属するものとする。

(所有権の移転等)

第7条 売買物件の所有権は、買受人が第4条の売買代金の支払いを完了したときに、売払人から買受人に移転するものとする。

2 売払人は、前項により売買物件の所有権が移転した後、買受人の請求に基づき、売払人が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して買受人に渡すものとし、買受人は、当該書類の受領書を売払人に提出するものとする。

(売買物件の引渡し)

第8条 売払人は、買受人が第4条の売買代金を完納した日をもって引渡すものとする。

2 買受人は、第4条の売買代金を完納した日から10日以内に売買物件の移動を行わなければならない。ただし、特別な理由等により期限までに売買物件の移動を行えない場合には、売払人に保管依頼書を提出することにより、売払人は、買受人が第4条の売買代金を完納した日から30日を限度に保管するものとする。なお、保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担とする。

(移送の費用)

第9条 輸送または自走に必要な諸手続きや経費等については買受人の負担とする。また、売買物件を移動する際に生じた、事故、損害等については全て買受人の責任とする。

(契約不適合責任)

第10条 買受人は、本契約締結後、売買物件に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡し日から6か月以内に売払人に対して協議を申し出ることができるものとし、売払人は協議に応じるものとする。

(契約の解除)

第11条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、催告その他何らかの手続きを用いずに、本契約を解除することができる。

(疑義の決定)

第12条 本契約に関し疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、売払人買受人協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払人、買受人それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

売払人 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33番地

棚倉町長 ⑩

買受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩